

## 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく報告について

平成 29 年 12 月 8 日

個人情報保護委員会

本日、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、地方公共団体等から受けたマイナンバーの取扱いに関する報告結果を公表します。

この報告は、マイナンバー法に基づき、委員会が地方公共団体等に対して、マイナンバーの取扱い状況を把握するために定期的に求めているものです。

今回の報告においては、規程の整備、マイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

委員会は、この報告を受けるプロセスにおいて、実施計画や実施方法に関し、地方公共団体等に対して、必要に応じて指導及び助言を行いました。

地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、委員会は、引き続き、各種の取組を実施していきます。

< 担当 >

個人情報保護委員会事務局

仲島、藍原、熊谷

電話：03 - 6457 - 9827

# 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく報告について

## 1 根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第4号）

## 2 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（教育委員会等を含む。）（2,153機関）
- (2) 一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、基礎項目評価書<sup>(注)</sup>を委員会に提出した機関（89機関）

## 3 報告内容

### (1) 全項目報告書、重点項目報告書

前記2(1)及び(2)のうち、委員会に全項目評価書<sup>(注)</sup>又は重点項目評価書<sup>(注)</sup>を提出している機関に対して、各機関が評価書に記載したリスク対策に関する平成28年度の措置状況等について、事務ごとに報告を求めた（全項目評価書を提出した205機関557事務、重点項目評価書を提出した361機関1,358事務を対象）。

(注) 番号法に基づき、地方公共団体等が、マイナンバーが含まれる個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表するもの。対象人数等により、委員会に提出する評価書の様式が異なる。基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。

基礎項目評価書：対象人数が1,000人以上1万人未満

重点項目評価書：対象人数が1万人以上30万人未満

全項目評価書：対象人数が30万人以上

### (2) 個別テーマに基づく報告書

委員会が今回設定した項目に関し、平成28年度の実施状況及び実施計画等について、対象機関ごとに報告を求めた。

## 4 報告結果

別添資料のとおり

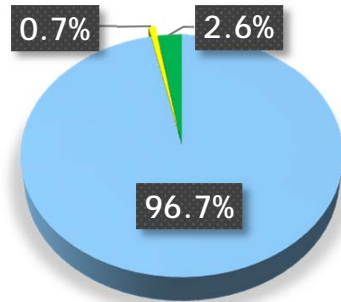
以上

## 全項目報告書 主な報告結果

■ 評価書どおり実施 ■ 課題あり ■ 実施していない ■ 該当しない

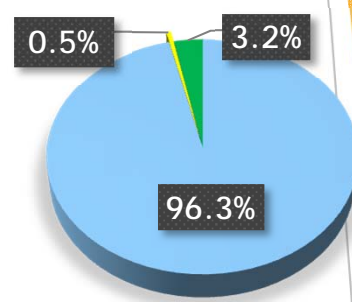
## 【特定個人情報の入手①】

目的外の入手が行われるリスク



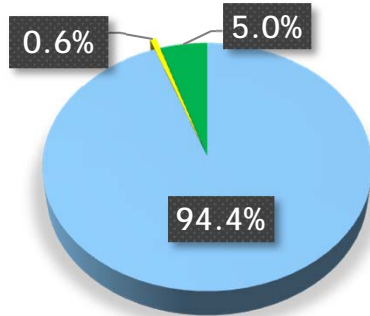
## 【特定個人情報の入手②】

不適切な方法で入手が行われるリスク



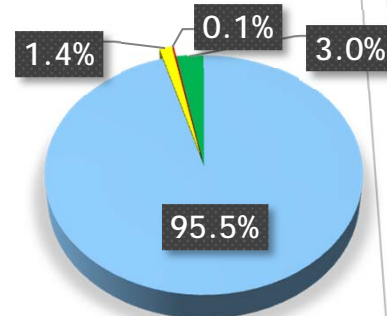
## 【特定個人情報の入手③】

入手した特定個人情報が不正確であるリスク



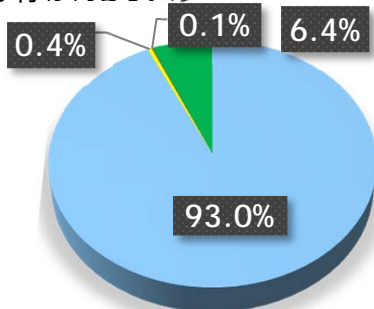
## 【特定個人情報の入手④】

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク



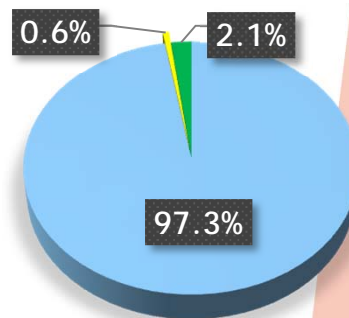
## 【特定個人情報の使用①】

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク



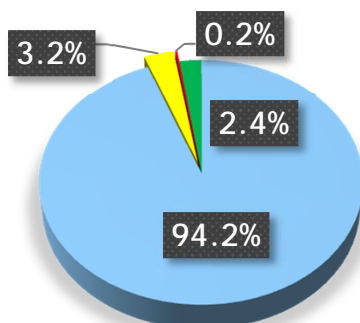
## 【特定個人情報の使用②】

権限のない者によって不正に使用されるリスク



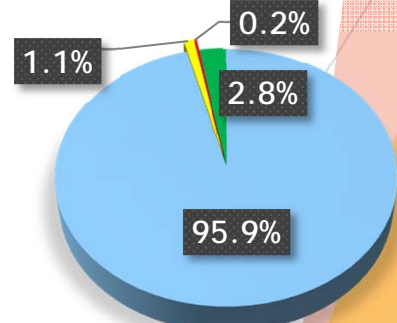
## 【特定個人情報の使用③】

従業員が事務外で使用するリスク



## 【特定個人情報の使用④】

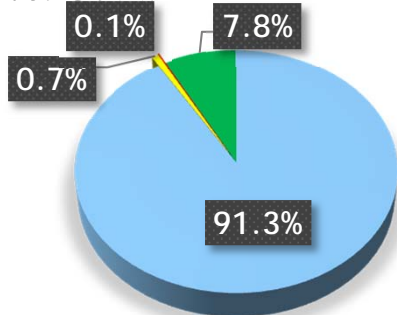
特定個人情報が不正に複製されるリスク



# 全項目報告書 主な報告結果

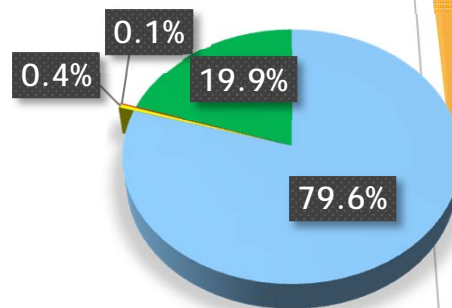
## 【特定個人情報ファイルの取扱いの委託】

委託先における特定個人情報の不正な入手・不正な使用に関するリスク



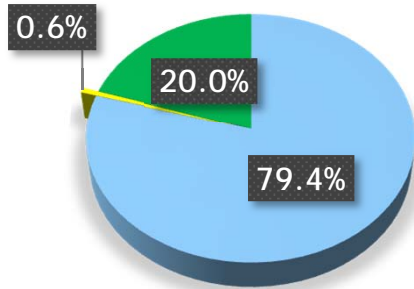
## 【特定個人情報の提供・移転①】

不正な提供・移転が行われるリスク



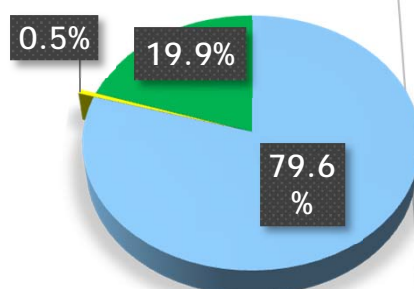
## 【特定個人情報の提供・移転②】

不適切な方法で提供・移転が行われるリスク



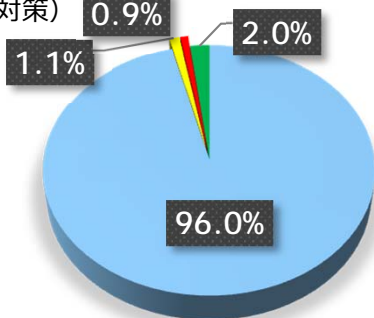
## 【特定個人情報の提供・移転③】

誤った情報を提供・移転してしまうリスク  
誤った相手に提供・移転してしまうリスク



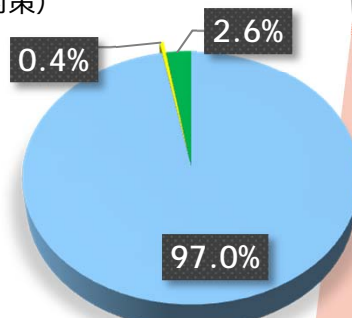
## 【特定個人情報の保管・消去①】

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  
(物理的対策)



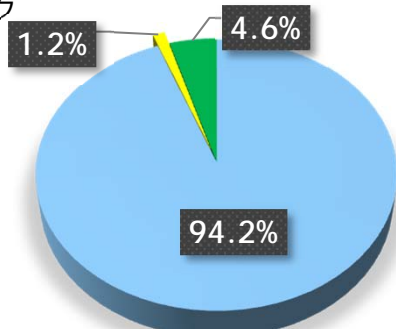
## 【特定個人情報の保管・消去②】

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  
(技術的対策)



## 【特定個人情報の保管・消去③】

特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク



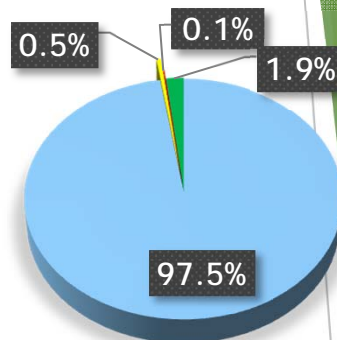
# 重点項目報告書 主な報告結果

## <グラフの見方>

- 評価書どおり実施
- 課題あり
- 実施していない
- 該当しない

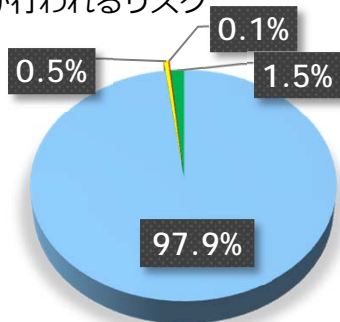
### 【特定個人情報の入手】

目的外の入手が行われるリスク



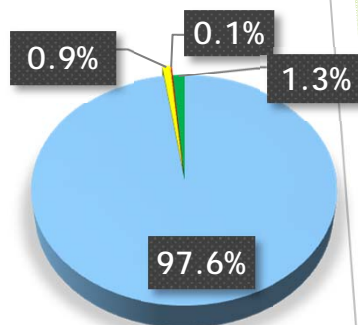
### 【特定個人情報の使用①】

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク



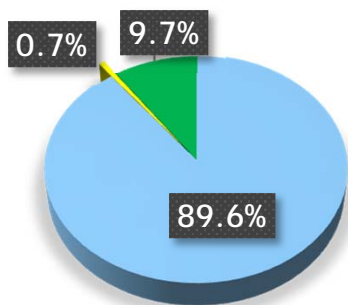
### 【特定個人情報の使用②】

権限のない者によって不正に使用されるリスク



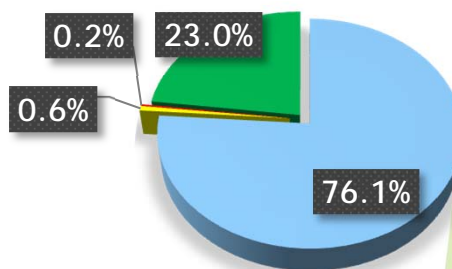
### 【特定個人情報ファイルの取扱いの委託】

委託先における不正な使用等のリスク



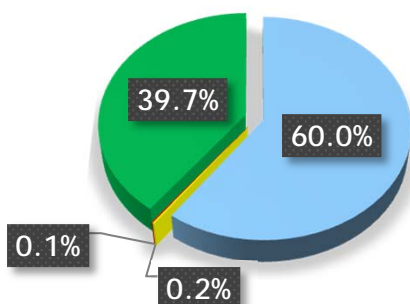
### 【特定個人情報の提供・移転】

不正な提供・移転が行われるリスク



### 【特定個人情報の保管・消去】

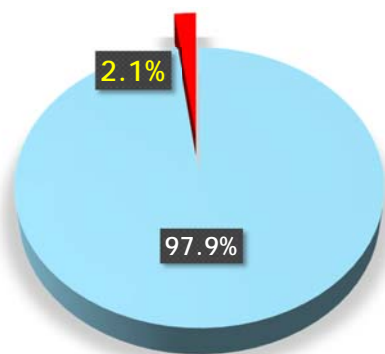
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク



## 個別テーマに基づく報告書 報告結果

### 【規程及び事務の範囲】

番号 1 特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、セキュリティポリシー等の見直し又は特定個人情報に係る規程の整備を行っていますか。



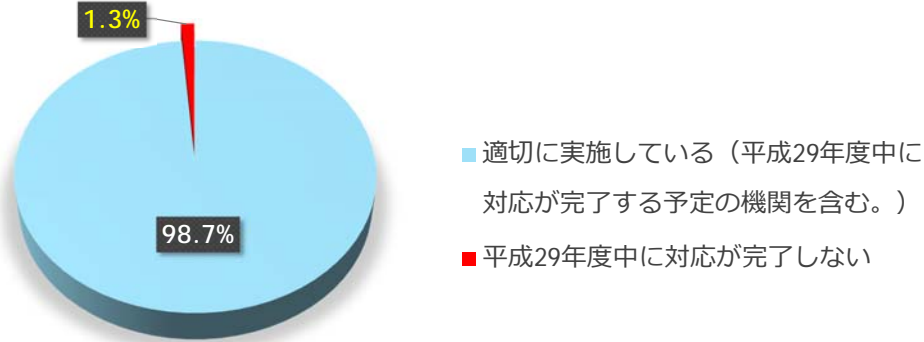
- 適切に実施している (平成29年度中に対応が完了する予定の機関を含む。)
- 平成29年度中に対応が完了しない

「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 各課の意見を集約の上、見直しに係る庁内会議を平成29年度中に開催し、平成30年度に対応予定。
- 必要な事項について定めはあるが、関係規程等が散在しているため、規程等の再整理を実施中。
- 平成27年度に規程の全面改訂を行ったため、平成28年度は見直し等は不要と判断した。

## 【規程及び事務の範囲】

番号 2 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確にし、当該事務に従事する職員を事務取扱担当者に指定していますか。

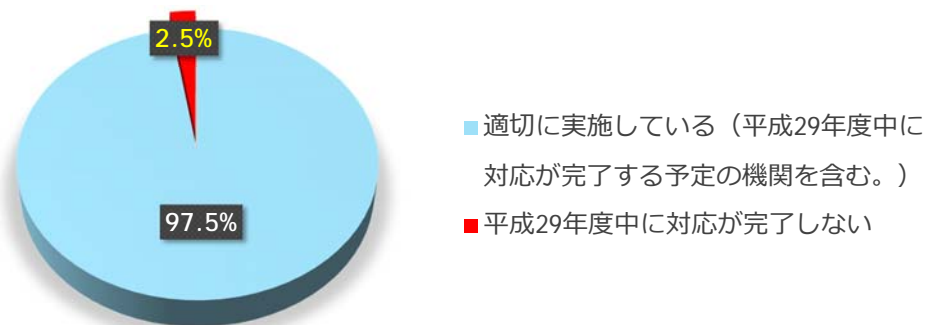


「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 規程等の改正作業に時間を要し、平成29年度中に完了できないが、改正作業後に事務の範囲及び事務取扱担当者の指定を明確にする予定。
- 事務の範囲は明確にしていたが、事務取扱担当者の指定については、規定の整備とともに平成30年度に行う予定。
- 特定個人情報を収集する事務が開始されるまでに整備を行う予定。

## 【事務の体制】

番号 3 事務取扱担当者及び情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対して、必要な教育研修を実施していますか。また、研修の実施状況を把握し、未受講者に対して、平成28年度中に研修を実施しましたか。

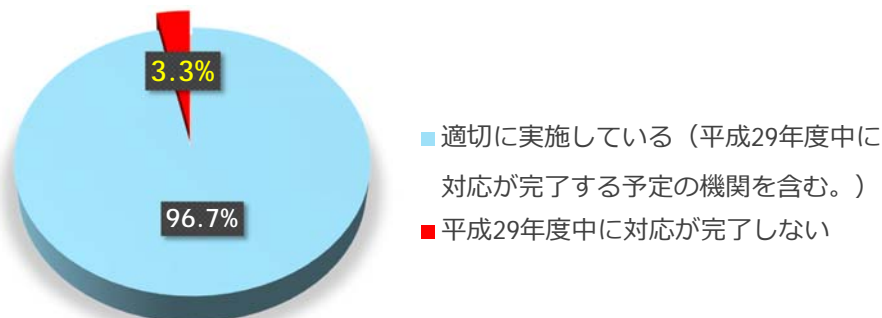


「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 新人職員に対して研修を実施しているが、内容が十分ではないため、今後も内容が十分になるような内容を検討し、平成30年4月に実施する新人研修にて内容を盛り込む予定。
- 人事異動による転籍者、臨時職員及び嘱託職員への研修が実施できていなかったため、人事課と連携して枠組みを構築した上で、平成30年4月に研修を実施する予定。
- 現時点において、特定個人情報の取扱いを開始していないため、開始時期を踏まえて実施予定。

## 【事務の体制】

番号4 人事異動や中途採用で新たに事務取扱担当者となった職員に対して適切な時期に、マイナンバーガイドラインの通読も含め、マイナンバーガイドラインに関する研修を実施していますか。



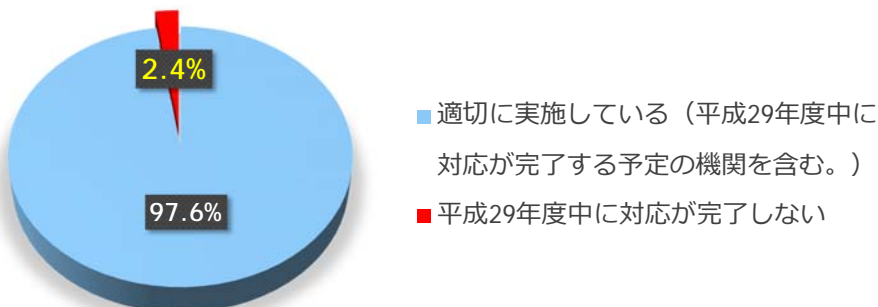
「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 研修は実施したが、内容の一部に不足があったため、平成29年度中に見直しを行い、平成30年度は、見直し後の内容で研修を実施する予定。
- 平成30年度以降の研修カリキュラムを見直し、新規採用時にマイナンバー研修項目を追加した。平成29年度は既に研修が終了しているため、平成30年4月から受講を義務付ける対応とする。
- 平成29年度中は、人事異動がなかったため、平成30年度以降、該当者がいた際には実施する。

4

## 【事務の体制】

番号5 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対する研修内容には、番号法第28条の2に基づく特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項が盛り込まれていますか。



「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- eラーニングによる研修の中で実施したが、研修内容の充実を図るため、平成29年度中に研修資料の見直しを行い、平成30年度から集合研修を行う予定。
- 研修内容を検討した上で、平成30年度の研修計画に盛り込み、平成30年度に実施する予定。
- 現時点において、特定個人情報の取扱いを開始していないため、開始時期を踏まえて実施予定。

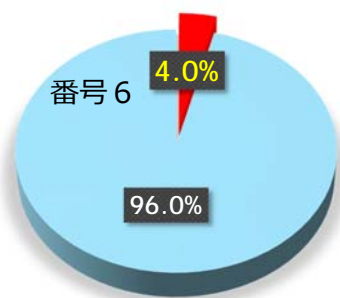
5



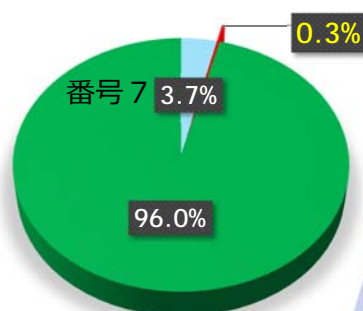
## 【事務の体制】

番号6 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等事案（以下「漏えい等事案」という。）の発生はありましたか。

番号7 番号6の漏えい等事案が発生した場合には、個人情報保護委員会が制定した規則や告示に従い、当委員会に対して報告を行っていますか。



- 漏えい等事案が発生した
- 漏えい等事案が発生していない

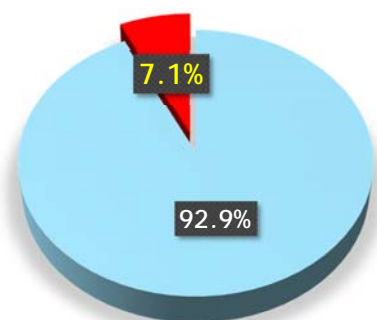


- 委員会への報告を行った
- 報告を行っていない
- 該当なし

6

## 【管理状況の把握】

番号8 特定個人情報の管理の状況について、点検又は監査の具体的な計画及び実施方法を定め、定期的に及び必要に応じ随時に実施していますか。



- 適切に実施している（平成29年度中に対応が完了する予定の機関を含む。）
- 平成29年度中に対応が完了しない

「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 監査計画を立てて、計画に基づき監査を実施しているが、特定個人情報の取扱いを開始していない事務について、具体的な実施方法を定めていないため、実施していない。
- 監査の方法及び内容について、主管課内で検討し、関係課と監査の方法及び内容について調整の上、平成30年度中には実施する予定。

7

## 【管理状況の把握】

番号9 番号8に関連して、特定個人情報の管理の状況について、自己点検の具体的な実施方法及び責任者への報告方法を定め、実施していますか。

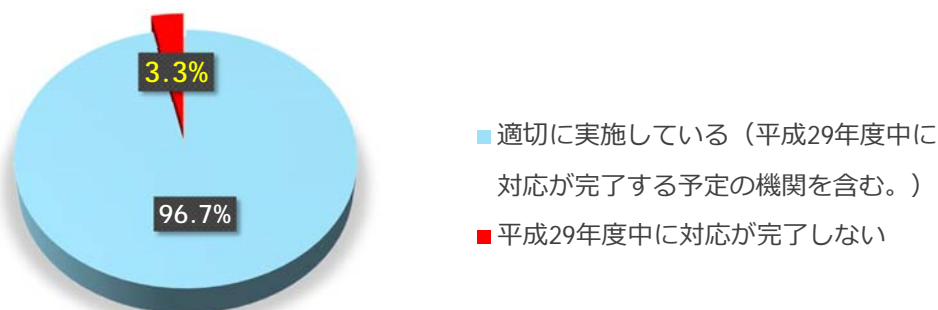


「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 自己点検を実施し、情報セキュリティ委員会に結果を報告していたが、特定個人情報に特化したものではなかったため、内容を見直した上で平成30年度に実施する予定。
- 監査の担当部署と事務の担当部署を中心に、自己点検の実施に向けて、計画等を平成30年3月までに策定し、実施する予定。

## 【管理状況の把握】

番号10 取扱規程等に基づく運用状況として、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を確認していますか。

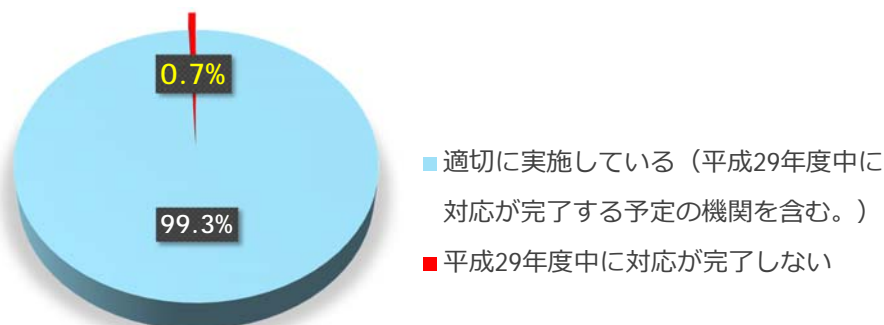


「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- アクセスログに関する規定を策定しているが、特定個人情報を取り扱う事務が開始しておらず、当該ログが記録されていないため、確認していない。
- 予算措置後、平成30年度にログ分析ソフトの導入を行い、合わせて、アクセスログの記録に関する規定を策定し、アクセスログを分析するための手順を定める予定。

## 【システム】

番号11 電子媒体等の情報システム端末への接続について、システム上の制限又は事前に使用許可を得ている電子媒体についてのみ、その都度管理者の許可を受ける措置を講じていますか。



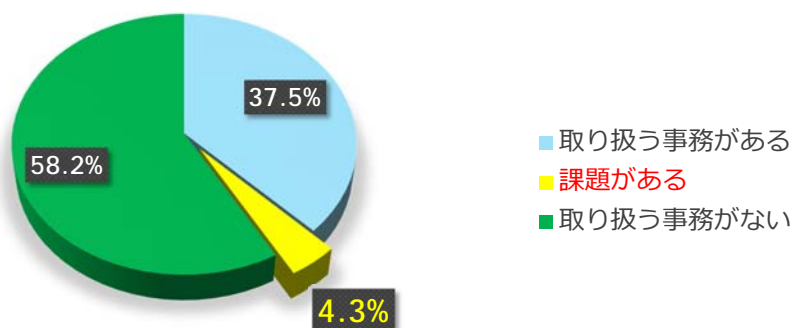
「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 電子媒体等への情報の持ち出しの制御は従前から適切に行っているが、情報の取り込みについて制御を行っていないため、予算措置後、平成30年度に整備をする予定。
- 電子媒体の貸出しは、運用上、事前許可制としていたが、予算措置後、平成30年度に資産管理アプリケーション等の導入を検討中。

10

## 【システム】

番号12 電子媒体を使用して、特定個人情報を取り扱う（取り込む）事務はありますか。



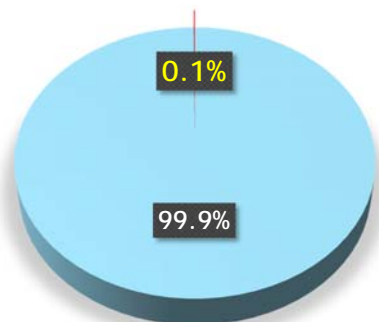
「課題がある」を選択した機関の主な回答内容

- 電子媒体を使用する事務はあり、適切に運用しているが、規定を定めていないため、事務の実態等を踏まえて規定を策定中。

11

## 【システム】

番号13 情報システムを使用して個人番号利用事務を行うにあたり、人事異動等に伴うアクセス権限の付与又は削除を行うなどして、アクセス権限を有する者に異動があった場合に、適正に付与又は削除がされていますか。



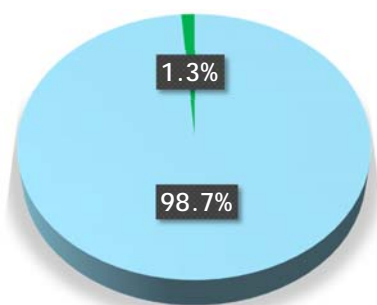
- 適切に実施している（平成29年度中に対応が完了する予定の機関を含む。）
- 平成29年度中に対応が完了しない

「平成29年度中に対応が完了しない」を選択した機関の主な回答内容

- 現時点において、特定個人情報の取扱いを開始していないため、開始する時期に合わせて、規定を整備する予定。

## 【システム】

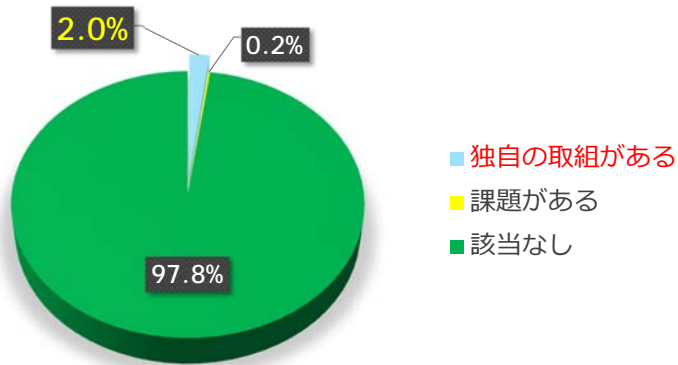
番号14 個人番号利用事務において使用する情報システムが接続するネットワークは、インターネットに接続されたネットワークから分離されていますか。



- 分離されている
- 該当なし

## 【その他（参考調査項目）】

番号15 その他、特定個人情報に関する独自の取組・工夫等の特記すべき事項がありましたら、記載してください。



「独自の取組がある」と選択した機関の主な回答内容

- 情報共有サイト等へ、新聞報道された漏えい事案や注意喚起等を定期的に掲載している。
- 幹部職員の会議において、定期的にマイナンバーに関する議題をあげ、管理者に対する意識付けを行っている。
- ガイドラインに準拠した実施手順書を全部署が作成している。